

令和 3 年

第 3 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

閲覧用

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペー ジ
8	専決処分の承認について (令和3年度阿久根市一般会計補正予算(第7号))	別 冊
議 案 番 号	件 名	ペー ジ
37	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	1
38	教育委員会の委員の任命について	3
39	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	5
40	阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	7
41	令和3年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)	別 冊
42	令和3年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	別 冊
43	令和3年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第1号)	

議案第 37 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を，固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので，地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※
氏 名	税 所 秀 雄
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員 税 所 秀 雄 氏が令和 3 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので，更に同氏を選任しようとするものである。

税 所 秀 雄 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市 ※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和 ※※年 ※※月 ※※日

学 歴

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 の 役 職

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成 ※※年 ※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 38 号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を，教育委員会の委員に任命したいので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により，議会の同意を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※※
氏 名	古 賀 正 男
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

教育委員会の委員 古 賀 正 男 氏が令和 3 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので，更に同氏を任命しようとするものである。

古賀正男氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生年月日 昭和※※年※※月※※日

学歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

職歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

その他役職

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

令和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

令和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

議案第 39 号

阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 3 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が公布されたこと等に伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市税条例の一部を改正する条例

阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条第2項、第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (2) 附則第10条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる改正後の阿久根市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 4 0 号

阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 3 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の改正に伴い，個人番号カードの再交付に係る手数料の廃止等をするため，条例の一部を改正するものである。

(別紙)

阿久根市手数料条例の一部を改正する条例

阿久根市手数料条例（平成12年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中8の項及び9の項を削り，10の項を8の項とし，11の項から47の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。